

令和7年3月14日

長崎市障害福祉課長

地域連携推進会議の参画について（お願い）

時下、ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素より長崎市の障害福祉につきまして、格別のご支援とご協力を賜り、深く感謝申し上げます。

さて、標記の件について、障害者支援施設及び共同生活援助事業所において、地域の関係者を含む外部の目を入れた地域連携推進会議の開催が令和7年度から義務化されます。

地域連携推進会議の構成員については、厚生労働省が発出している「地域連携推進会議の手引き」等により少なくとも利用者、利用者家族、地域の関係者を選出することが求められており、地域の関係者については、自治会・町内会などの地域団体の方、民生委員、商店街の方等が例として挙げられております。

構成員は、施設・事業所で選出し依頼することとしていますので、地域の関係者へは施設・事業所から直接参画のご依頼をすることとなります。

つきましては、施設・事業所運営に際して地域と連携し、地域の人への施設・事業所や利用者に関する更なる理解促進を図るため、施設・事業所から依頼があった場合には、地域連携推進会議の参画にご協力いただきますよう、何卒よろしく願いいたします。

資料：別添「地域連携推進会議の概要」

参考リンク：厚生労働省ホームページ https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_41992.html

【お問い合わせ先】

長崎市 福祉部 障害福祉課

担当 酒井 / TEL 095-829-1141 / FAX 095-823-7571

住所 〒850-8685 長崎市魚の町4番1号（長崎市役所2階）

障害者支援施設・共同生活援助とは

- 障害者支援施設、共同生活援助(以下「施設等」といいます)は、障害のある方が生活する場所です。
- 生活のプライバシーを守る必要がある一方で、事業運営が外部に見えづらいという課題があります。



障害者支援施設



共同生活援助 (グループホーム)

対象者

常時介護を要する**障害の程度が比較的重い方**

生活にサポートが必要な
障害の程度が軽い方～重い方

サービス内容



建物内で日中の活動
生活介護、自立訓練、就労訓練など



主に住居外で利用者それぞれの活動
仕事、他の障害福祉サービス事業所の利用など
※住居内で日中の支援を行うGHもあります



夜間 入浴・排泄・食事の介助など



夜間 入浴・排泄・食事の介助など

施設規模



大規模 (原則定員30人以上)



小規模 (原則定員10人以下)

課題

外部の目が入りづらく、事業運営が外部に見えづらい

地域連携推進会議とは

- 施設等と地域が連携することによって、以下の目的を達成するために、施設が、利用者、利用者ご家族、地域の関係者などで構成した会議を開催したり、会議の構成員が施設等に訪問したりします。

地域連携推進会議

目的

事業所と地域との連携により…

利用者と地域との関係づくり

地域の人への施設等や利用者に関する理解の促進

サービスの透明性・質の確保

利用者の権利擁護

内容

- **施設による会議の開催**
 - ・ 構成員との情報共有・意見交換
- **構成員による施設訪問**
 - ・ 職員や利用者との関係づくり
 - ・ 事業所の環境や事業運営の確認

※ 会議・施設訪問は、それぞれおおむね1年に1回以上開催します。

構成員の役割

- 会議にご出席いただき、施設と情報共有や意見交換を行い、施設のことを知っていただくとともに、施設と地域とのつながりづくりをお願いします。
- 施設等に訪問していただき、施設見学や利用者・職員とのコミュニケーションを通じて、施設等の環境、利用者・職員の様子などをご確認いただき、利用者や職員とのつながりづくりをお願いします。

